

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

## くらしを支える税

第 10 号

平成 22 年 12 月

北見市租税教育推進懇話会

2010 年のプロ野球も、パリーグペナントレース 3 位の千葉ロッテマリーンズがクライマックスシリーズ第 1 ラウンド・第 2 ラウンドと勝ち進み、勢いに乗って日本シリーズも制覇し、「下克上」といわれながら幕を閉じました。また、10 月 28 日に開催された日本プロ野球新人選出会議（ドラフト会議）では、北海道日本ハムファイターズが早大の斎藤祐樹投手との契約交渉権を獲得するとともに、智弁和歌山高の西川遥輝選手や東洋大の乾真大投手など 6 選手を指名しました。

新人選手との契約が正式に交わされると、球団から高額な契約金を受け取る選手も多くいます。

ということで、今回は所得税の仕組みと、新人選手との契約で支払われる「契約金」についてです。

### 税のネタ帳 ～「所得税の仕組み」とプロ野球選手の「契約金」～

所得税は、個人の所得（収入から仕入れや必要経費を引いた利益）に対してかかる税金で、税金の分類（第 1 号参照）では、「国税」であり「直接税」に分類されます。

- ① 所得税は個人の所得に対してかかる税金です。
- ② 自営業者（事業所得者：自分で商売をして利益を得ている人）とサラリーマンでは、納税方法が異なります。
- ③ 収入以外の要素で生じる税負担能力の違いを調整するために「**所得控除**」があります。
- ④ 所得が多くなるほど、税率が高くなります（「**累進課税制度**」・「**累進税率**」）。

自営業者の場合は、1 年間の所得金額と税額を自分で計算し、税務署に「**確定申告書**」を提出して所得税を国に納めます（「**申告納税制度**」といいます。）。

一方、サラリーマンなどの給料をもらっている人の場合は、勤務先の会社が、あらかじめ本人の給料から「所得税」を差し引いて、本人に代わって国に納めます（「**源泉徴収制度**」といいます）。

また所得税では、所得金額が同一であっても、その人の状況に応じて税の負担能力の違いを調整するものとして「**所得控除**」があり、家族を多く扶養しているとか、病気をして治療代が多かったとか、地震や台風で家が壊れた場合などは、「**扶養控除**」、「**医療費控除**」、「**雑損控除**」などを所得金額から差し引いた残りの所得（課税所得）に税率を乗じて計算します。

税率は、所得が多くなるにしたがって段階的に高くなり、支払能力に応じて公平に税を負担する仕組みになっています。（「**累進課税制度**」といいます。）

なお、プロ野球選手の場合は、年俸 5,000 万円とか 1 億円といいますが、給与所得ではなく事業所得に分類されますので、毎年自分で年俸に副収入のある選手はその収入を加算し、1 年間の収入を得るためにかかった必要経費を減算して所得金額を計算し、確定申告をします。



●平成 22 年分 所得税の税額表

課税される所得金額(課税所得)	税率	控除額
1,000 円から 1,949,000 円まで	5%	0 円
1,950,000 円から 3,299,000 円まで	10%	97,500 円
3,300,000 円から 6,949,000 円まで	20%	427,500 円
6,950,000 円から 8,999,000 円まで	23%	636,000 円
9,000,000 円から 17,999,000 円まで	33%	1,536,000 円
18,000,000 円以上	40%	2,796,000 円

累進税率

### 「契約金」は？…累進課税の緩和（平均課税：5分5乗の計算）

事業所得や不動産所得の中には、臨時的な所得（臨時所得）や変動性の大きな所得（変動所得）があります。

変動所得には漁獲や真珠等の養殖による所得、原稿・作曲などの所得、著作権使用料による所得があります。

また、3 年以上の期間専属して役務を提供することを約束することで、年間報酬額の 2 倍以上の金額を一時に受ける契約金は臨時所得になり、プロ野球選手の契約金も臨時所得になります。このような変動所得や臨時所得には「平均課税（5 分 5 乗方式）」という制度により、累進課税の緩和、平準化が図られることになっています。

なお、平均課税が適用できるのは、平均課税適用該当所得金額が、総所得金額の 20% 以上を占めることが要件になっています。

### 【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会  
又は北見税務署税務広報聴取官  
栗田 浩  
北見市青葉町 3 番 1 号  
Tel 0157-23-9160【直通】

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

1億円の契約金では… 仮にプロ野球の新人選手が1億円の契約金を貰った場合…所得税は？

- 平均課税がなかったら… $100,000,000 \text{円} \times 40\% - 2,796,000 \text{円} = 37,204,000 \text{円}$
  - 平均課税で計算したら…1億円の4/5を控除した所得に対する税率を1億円に適用して所得税を計算します。  
 $100,000,000 \text{円} \times 1/5 \times 40\% - 2,796,000 = 5,204,000 \dots \textcircled{1}$  ( $5,204,000 \div 20,000,000 = 26\%$ )  
 $100,000,000 \text{円} \times 4/5 \times 26\% = 20,800,000 \dots \textcircled{2}$   $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 26,004,000 \text{円}$  (1,120万円の軽減)
- (注) 契約金以外の所得金額の有無及び所得控除額の多寡によって、税額計算は異なります。

税のネタ帳(歴史編) ～ 室町時代：守護大名の成長・産業の発達と新税 ～ 【国税庁メールマガジンほかより】

## 南北朝の争乱と半済令の効果

室町時代は約60年続く南北朝の争乱から始まりましたが、幕府は荘園の年貢の半分を守護に与え(半済:はんぜい)、守護の力で争乱の終結を図りました。

足利尊氏は、地方武士勢力を組織する必要から、細川・斯波(しば)・畠山などの足利一門を軍事的・政治的に重要な畿内や周辺諸国の守護に配置し、守護を幕府にひきつけようと、守護の権限を強化しました。まず尊氏は、1352(文和1)年、合戦が激しく行われている美濃・近江・尾張にある荘園や公領の年貢の半分を兵糧米として守護が徴収し、これを武士に分給する権限を与える**半済令**を発布しました。最初は1年に限って認めたものでしたが、争乱が長引くにつれ永続化して全国的に行われるようになりました。

守護の勢力拡大につれ、荘園領主は地頭請にかえて守護に荘園の管理を一任し、年貢の徴収を請け負わせる**守護請**(しゅごうけ)を行うようになりました。しかし、守護からみれば守護請は公然と荘園を侵略する口実を得たようなものであり、年貢納入の約束も無視するようになりました。こうして守護は半済と守護請をはじめとする合法・非合法の手段によって、荘園や公領を領有化し、国内の武士を家臣団に組入れ、一国全体を支配するようになりました。このように領主化した守護を**守護大名**といい、その支配体制を**守護領国制**といいます。

南北朝の争乱末期頃には、数か国の守護を兼ねるとともに幕府の要職を占め、その勢いにおごる者もあり、山陽・山陰を中心に11か国の守護を一族で兼ねていた山名氏や、6か国の守護を兼ねていた大内氏のような強大な守護大名をいかに統制するかが、幕府の政治課題になっていました。

## 農業・商工業の発達と新税

室町時代には、戦乱から村を守るため、名主や武士を中心とした新しい村・

惣村(そうそん)が作られ、また惣村が集まって郷(ごう)を作ることもありました。惣村では、村の取決めや灌漑用水の管理などの重要な問題は寄合(よりあい)で決め、年貢は領主と交渉して、共同で請け負いました。また、この時代には、農業技術の進歩や商工業の発達もあり、各種の新税が現れた時代でした。

農業では用排水技術や肥培技術の進歩、早稲・中稲・晩稲など土地柄に応じた品種改良も進み、麦を裏作とする二毛作が東国にも普及して全国化し、馬鍬(まぐわ)をはじめ、鍬・鋤・鎌などの鉄製農具や牛馬の使用による耕作の集約化が一般化するなど、耕地は拡大し、農産物の生産力の向上や農産加工品の商品化が進んだほか、製塩・窯業・製紙・製油などの生産も盛んになりました。

「税」に関しては、京都内の商工業者を支配下に置いて、税を徴収していたというのが室町時代の特徴でした。

- ☆ **段銭**(たんせん)…田畑に対して面積に応じて課された税
- ☆ **棟別銭**(むなべつせん)…家屋の棟数に応じて課された税
- ☆ **関銭**(せきせん)・**津料**(つりょう)…京都の主な出入口や、人馬や船の交通の要所に関所を設けて、関所を通る人馬や貨物・船の数に応じて課された税

また、土倉(どそう:質屋・金融業者)には質物の数に応じて課税した**倉役**(くらやく)が、酒屋には酒壺の数に応じて**酒屋役**(さかややく)が課されたほか、市や座が発達し、独占的な営業を認める特権を与える代償として、**市銭**(いちせん)・**寺銭**(てらせん)・**座銭**(ざせん)が課税されました。

室町時代は貨幣の流通が急激に発達した時代でもありました。段銭・棟別銭などの租税の銭納も多くなり、土地の高を表すのにも、町・段・歩などではなく、その土地の年貢高を永楽通宝に換算する貫高制(かんだかせい)の採用が増えました。

## ●倉役・酒屋役

室町幕府は形式上諸国を支配していましたが、実質的に諸国を支配していたのは守護大名でした。守護大名が領国支配により力をつけていった反面、幕府の支配力は衰えていきました。幕府の財源の中心は御領所とよばれる幕府直轄領でしたが、全国を統治するには力不足であり、室町中期になると事実上の勢力は京都・山城南部を中心とした地域にしか及ばなかったようで、はじめは臨時的な税であった倉役や酒屋役もしだいに頻繁に徴収するようになり、土倉や酒屋が京都を中心にして存在していたことから、幕府財政上重要な財源であったようです。